

【町独自事業】 新生児臨時特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染の影響下で、国の特別定額給付金の基準日を過ぎて生まれた新生児を対象に10万円を支給します！

新生児臨時特別給付金の支給を受けるには、申請書兼請求書の提出が必要です。

1. 対象児

令和2年4月28日から令和3年4月1日の間に生まれた子どもで、引き続き町の住民基本台帳に登録されている方

2. 支給対象者

令和2年4月27日から引き続き町の住民基本台帳に登録されている方で、上記の対象児を監護し、かつ、生計を同じくする父又は母。

3. 給付額

対象児1人につき、10万円です。

4. 支給時期

申請書兼請求書の提出確認後、別途通知いたします。

5. 支給方法

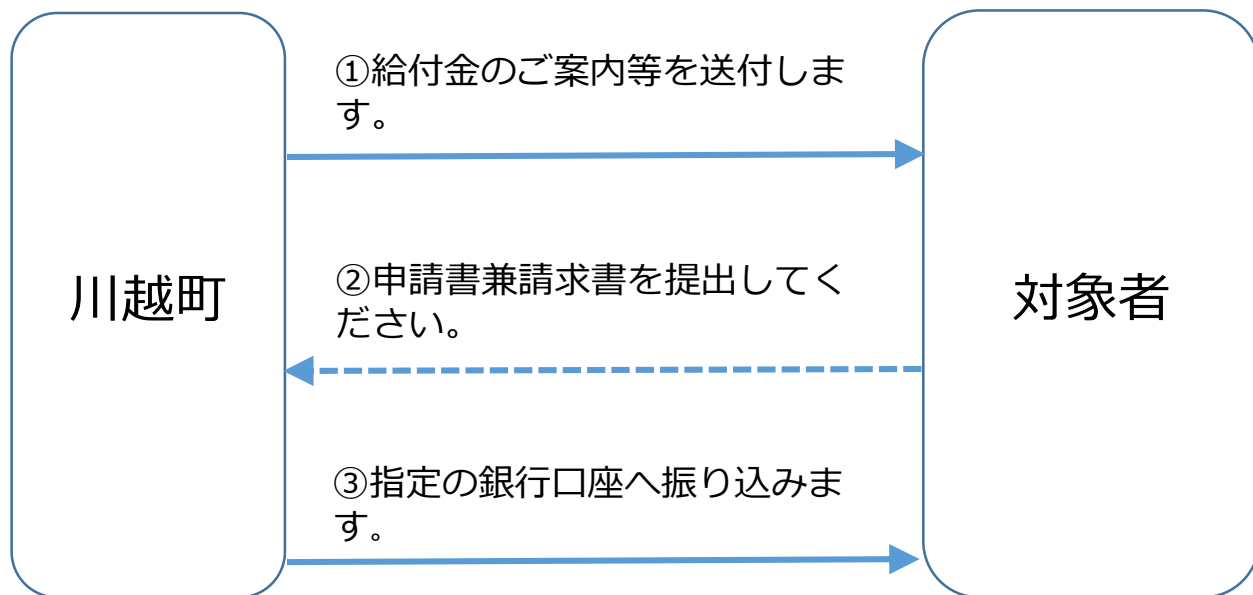
申請書兼請求書にて指定した口座に振り込みます。

【ご注意ください】

※指定した口座が解約・変更等しており、振り込みができない場合は、新生児臨時特別給付金が支給できませんので、ご注意ください。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

申請書兼請求書の提出が必要です。



「新生児臨時特別給付金」などに関する“振り込め詐欺”や“個人情報の搾取”にご注意ください。

受給拒否届出書や口座登録等届出書の記載内容に不明な点があった場合や給付金が振り込みできなかった場合に、川越町から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに川越町役場福祉課又は最寄りの警察にご連絡ください。

お問い合わせは

川越町役場 福祉課
電話：059（366）7116